

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市教育委員会

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的な理由で就学が困難と認められる者の保護者を対象に、援助を行っている。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の第9条第1項別表40の項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定による就学援助の対象となる者の認定に関する事務 ・学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病を有する医療費援助対象者について、医療券を発行し、疾病の治療に要した費用の援助に関する事務 ＜中間サーバーにおける事務の内容＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（中間サーバー要件）
③システムの名称	就学事務システム、税務システム、中間サーバー、Access、EXCEL
2. 特定個人情報ファイル名	
学校保健医療援助対象者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表40の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条及び5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 主務省令第2条の表 42、125、161の項 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 主務省令第2条の表 63の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育総務課
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話 076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	金沢市教育委員会 教育総務課 電話 076-220-2431
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

本市の制定する「金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	学校教育部教育総務課長 山田 啓之	学校教育部教育総務課長 加藤 弘行	事後	重要な変更項目でないため
平成29年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、市内の小学校に在学する児童又は市内の中学校に在学する生徒の保護者を対象に、援助を行っている。	学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、経済的な理由で就学が困難と認められる者の保護者を対象に、援助を行っている。	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	学校教育部教育総務課長 加藤 弘行	学校教育部教育総務課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 実施日	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	新設	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	学校事務支援システム、市税オンラインデータベースシステム、中間サーバー、Access、EXCEL	学校事務支援システム、税務システム、中間サーバー、Access、EXCEL	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育部教育総務課長	教育総務課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	金沢市教育委員会 学校教育部教育総務課 電話 076-220-2431	金沢市教育委員会 教育総務課 電話 076-220-2431	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の27の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条	・番号法第9条第1項 別表第1の39の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の26、87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の38の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の37、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の51の項	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の第9条第1項別表第1の27項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定による就学援助の対象となる者の認定に関する事務 ・学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病を有する医療費援助対象者について、医療券を発行し、 疾病の治療に要した費用の援助に関する事務 ＜略＞	＜略＞ また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の第9条第1項別表第1の39項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定による就学援助の対象となる者の認定に関する事務 ・学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病を有する医療費援助対象者について、医療券を発行し、 疾病の治療に要した費用の援助に関する事務 ＜略＞	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の39の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条	・番号法第9条第1項 別表第1の40の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の第9条第1項別表第1の39項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定による就学援助の対象となる者の認定に関する事務 ・学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病を有する医療費援助対象者について、医療券を発行し、 疾病の治療に要した費用の援助に関する事務 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の第9条第1項別表第1の40項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・学校保健安全法及び金沢市就学援助費交付要綱の規定による就学援助の対象となる者の認定に関する事務 ・学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病を有する医療費援助対象者について、医療券を発行し、 疾病の治療に要した費用の援助に関する事務 <略>	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の第9条第1項別表第1の40項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 <略> <中間サーバーにおける事務の内容> ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（中間サーバー要件） ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（中間サーバー要件）	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の第9条第1項別表40の項及び金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条及び5条の規定により、以下のために個人番号を利用する。 <略> <中間サーバーにおける事務の内容> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（中間サーバー要件）	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の40の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び5条	・番号法第9条第1項 別表40の項 ・金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条及び5条	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 別表第2の37、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 別表第2の51の項	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 主務省令第2条の表 42、125、161の項（主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 主務省令第2条の表 63の項	事前	
令和7年1月14日	Ⅱしきい値判断項目 実施日	平成31年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	学校事務支援システム、税務システム、中間サーバー、Access、EXCEL	就学事務システム、税務システム、中間サーバー、Access、EXCEL	事前	
令和7年9月5日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	金沢市総務局文書法制課文書法制係	事後	
令和8年9月4日	Ⅳ. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等取扱要領	金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等に係る組織体制等	事後	
令和8年9月4日	Ⅳ. リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針 金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等取扱要領	金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針 金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等に係る組織体制等	事後	